松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 平成27年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法等の改正に伴い、既存不適格建築物の移転制限に係る適用除外認 定申請手数料等を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例(昭和27年松戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表中「申請並びに」を「申請及び」に改め、「並びに第86条の8第1項及び第3項」を削り、別表第4第5項の表中第50項を第51項とし、第39項から第49項までを1項ずつ繰り下げ、

Γ

3803	法第86条の8第3項の規定による	2以上の工事の全	1件につき
既存の一	-の建築物に関する2以上の工事の全	体計画の変更認定	2 8,0 0 0 円
体計画の)変更の認定の申請に対する審査	申請手数料	

を

Γ

38の3 法第86条の8第3項の規定による	2以上の工事の全	1件につき
既存の一の建築物に関する2以上の工事の全	体計画の変更認定	2 8,0 0 0 円
体計画の変更の認定の申請に対する審査	申請手数料	
39 建築基準法施行令(昭和25年政令第	建築物の移転に関	1件につき
338号)第137条の16第2号の規定に	する制限の適用除	2 8,0 0 0 円
よる建築物の移転に関する制限の適用除外に	外に係る認定申請	
係る認定の申請に対する審査	手数料	

1 12

改め、別表第4第8項の表備考第4号中「(昭和25年政令第338号)」を削る。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。